

4月号

職場内で回覧・掲示をお願いします

YouTubeにて動画配信中!

参加費
無料

申込
不要

各動画20分程度

Copyright © 2009 Health Resources Association. All rights reserved.

 全国健康保险协会 兵庫支部

Copyright © 2009 Health Insurance Association. All rights reserved.

078-252-8701 (音声ガイダンス②→④) 全国健康保険協会 兵庫支部 企画グループ



兵庫支部の健康保険料率が変わります！

令和7年3月分(令和7年4月納付分)からの保険料率をお知らせします。

令和7年度の
保険料率の
詳細については
こちら



健康保険料率

10.18%



令和7年3月分～(令和7年4月納付分～)

10.16%

介護保険料率

1.60%



1.59%

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

退職後の健康保険加入について(任意継続健康保険)

退職後の健康保険は、加入者ご自身で手続きが必要です。

以下の要件を満たす方については、最長2年間任意継続健康保険にご加入いただくことができます。

退職後の
健康保険については
こちら



任意継続健康保険の加入要件

- ☑ご退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。
- ☑ご退職の翌日から20日以内に申請書を協会けんぽ宛にご提出いただくこと(郵送の場合は必着)。

●任意継続保険の保険料について

令和7年4月納付分から、保険料を算出する際の標準報酬月額(上限)が、320,000円(標準報酬月額等級:第23級)となりました。

1か月の保険料の計算方法

退職時点の標準報酬月額

×

協会けんぽ都道府県支部
(住所地)の保険料率

=

任意継続の保険料

令和7年3月まで
上限 300,000円

↓
令和7年4月から
上限 320,000円

40～64歳の方は
介護保険料率が上乗せ

兵庫支部の保険料率については、
上記の記事もご覧ください

全額自己負担



例

退職時の標準報酬月額340,000円

年齢35歳 住所:兵庫県 退職日:R7.2.15(資格取得日:R7.2.16) 納付方法:毎月納付

R7.2月分保険料 $300,000 \times 10.18\% = 30,540$ 円(日割り計算はありません)

R7.3月分保険料 $300,000 \times 10.18\% = 30,540$ 円

R7.4月以降R8.3月分までの毎月の保険料 $320,000 \times 10.16\% = 32,512$ 円

※令和8年4月以降の保険料率等につきましては、令和8年2月にお知らせいたします。



全国健康保険協会 兵庫支部

協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
TEL:078-252-8701(代表) ※おかけ間違いにご注意ください
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/>

申請書はホームページから印刷できます。

協会けんぽ 兵庫

申請書の提出は
郵送をご利用ください

メールマガジン会員募集中!!

毎月1回無料で配信中
最新情報をいち早くお届け!

ご登録は
コチラ▶



兵庫支部 LINE公式アカウント

健康情報や健診の日程情報など
随時配信!



友だち追加は
こちらから!

※LINEロゴは、LINEヤフー株式会社の登録商標です。